市町村処理欄	

給与支払報告書 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

双葉郡広野町長殿

年　月　日 提出

異動日の翌月の10日までが提出期限となっています。

特別徴収義務者	指定No.

給与支払者（特別徴収義務者）	所在地・名称	印	連絡先 係	氏名	TEL

給与所得者	受給者番号		氏名	旧姓
	住所	1月1日現在		
		現住所		

(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	退職時までの給与支払額
円	月から 月まで 円	円		□退職 □転勤（職） □休職 □長期欠勤 □死亡 □	□特別徴収継続 □一括徴収 □普通徴収 （理由）	円 / 控除社会保険料額 円

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。(1月1日以降の退職者は必ず一括徴収してください)

一括徴収申出日	一括徴収税額(左記(ウ)と同額)
	円

一括徴収した税額は　月分で納入します。　異動者印

・退職者の未徴収税額について
　1月1日から4月30日の間に退職した方の残税額については、退職時に一括徴収することが義務づけられています。（法321の5Ⅱ）
　なお、それ以外の間に退職された方についても、本人に了解を得て、なるべく一括徴収の方法で納入してくださるよう、お願いいたします。

6月分		
7月分以降		

◎ 転勤等による特別徴収異動届出書

（転勤先の事業所を経由して、広野町長あて送付して下さい。　（左欄外参照））

上記の者に係る月割額	給与支払者（特別徴収義務者）	所在地・名称	〒 印	指定番号	
円を　月分から徴収し、納入します。				個人番号	
				連絡先 係	
				氏名	
				TEL	

※「受給者番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された個人番号を記入してください。
※転勤、再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に回付願います。新勤務先では下段（転勤等による特別徴収異動届）の事柄を記入し、提出して下さい。

特別徴収異動連絡書　（届出者は記入しないで下さい）

指定番号	個人番号	地区	世帯	個人コード	徴収月	異動事由	更正月	転勤（職）後 指定番号	転勤（職）後 個人番号	